

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、及び県、自転車を利用する者(以下「自転車利用者」という。)等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を総合的に促進し、もって交通事故のない安全で安心な熊本県の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車の安全で適正な利用 自転車を安全に、かつ、他人に危害及び迷惑を及ぼさないように利用することをいう。
- (3) 保護者等 保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。)及び高齢者の家族をいう。
- (4) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)をいう。
- (5) 自転車小売業者 自転車の販売を業とする者をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、県、市町村、自転車利用者、保護者等、学校の長、事業者及び自転車小売業者がそれぞれの責務に応じて相互に連携し、かつ、協力することを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、市町村と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的な施策(以下「自転車安全利用促進施策」という。)を実施しなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用をするため、自転車を利用するときは、自転車が車両(道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。)であることを認識して、同法その他の関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行するものとする。

- (1) 歩道(道路交通法第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。以下この項において同じ。)を通行することが可能な場合において、可能な限り車道(同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。)の左側に設置されている歩道を通行すること。
 - (2) 前号に規定する場合において、歩道を多数の歩行者が通行しているときは、自転車を押して歩くこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、他人に危害及び迷惑を及ぼさないこと。
- 2 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用の必要性を認識し、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めるものとする。
 - 3 自転車利用者は、自転車に関する交通事故を防止するため、その利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めるものとする。
 - 4 自転車利用者は、自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときはこれにより生じた損害を賠償する責めに任ぜられることがあることを認識するとともに、当該損害を賠償する責任が発生したときにこれによる自転車利用者の損害を保険会社等が填補することを約する契約(以下「自転車損害賠償保険等」という。)の締結その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(保護者等の責務)

第6条 保護者等は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、その保護する者又は高齢者に対し、自転車に関する交通事故を防止するため、次の各号(高齢者の家族にあっては、第2号)に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させること。
- (2) 乗車用ヘルメットの着用及び反射材用品(外部からの光を反射することによりその存在を容易に認識させることを目的とする物品をいう。)の利用をさせること。

(学校の長の責務)

第7条 学校(大学を除く。)の長は、当該学校に在学する児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、その発達段階に応じた交通安全教育及びその計画的な実施に努めるものとする。

- 2 学校教育法第1条に規定する大学の長は、当該大学に在学する学生が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な啓発に努めるものとする。
- 3 学校の長は、当該学校に在学する児童、生徒又は学生に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その従業員が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、研修の実施及び情報の提供に努めるものとする。

- 2 事業者は、その従業員に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。

(自転車小売業者の責務)

第9条 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、当該自転車を利用する者が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な啓発に努めるものとする。

- 2 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。
- 3 自転車小売業者は、県が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、市町村、保護者等、学校の長、事業者及び自転車小売業者と連携し、自転車安全利用促進施策を計画的に推進するための体制の整備に必要な措置を行うものとする。

(交通安全教育の推進)

第11条 県は、道路交通法その他の関係法令の遵守に関する教育その他の自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育の推進に必要な施策を行うものとする。

(賠償責任の周知及び自転車損害賠償保険等への加入の促進)

第12条 県は、自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときはこれにより生じた損害を賠償する責めに任ぜられることがあることについて周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等への加入が促進されるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(自主的な取組を行う県民への支援)

第13条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する啓発その他の取組を自主的に行い、又は行おうとする県民に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。